

議案第8号

平成28年度長久手市卯塚墓園事業特別会計予算

平成28年度長久手市の卯塚墓園事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ195,911千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、190,000千円と定める。

平成28年2月25日提出

長久手市長 吉田一平

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 100,012
	1 使用料	100,012
2 繰入金		95,785
	1 一般会計繰入金	95,785
3 財産収入		112
	1 財産運用収入	112
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		1
	1 雑入	1
歳入合計		195,911

歳出

款	項	金額
1 総務費		千円 18,732
	1 総務管理費	18,732
2 事業費		125,785
	1 墓園整備事業費	125,785
3 公債費		50,393
	1 公債費	50,393
4 諸支出金		1
	1 繰出金	1
5 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		195,911

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較
	千円	千円	千円
1 使用料及び手数料	100,012	201,714	△101,702
2 繰入金	95,785	1	95,784
3 財産収入	112	0	112
4 繰越金	1	0	1
5 諸収入	1	1	0
歳 入 合 計	195,911	201,716	△5,805

(歳出)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較
	千円	千円	千円
1 総務費	18,732	22,022	△3,290
2 事業費	125,785	95,785	30,000
3 公債費	50,393	82,909	△32,516
4 諸支出金	1	0	1
5 予備費	1,000	1,000	0
歳 出 合 計	195,911	201,716	△5,805

本年度予算額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円
0	0	18,732	0
0	0	125,785	0
0	0	50,393	0
0	0	0	1
0	0	1,000	0
0	0	195,910	1

2 歳 入

1 款 使用料及び手数料

1 項 使用料

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
	千円	千円	千円
1 使用料	100,012	201,714	△101,702
計	100,012	201,714	△101,702

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
1 使用料	100,012	墓所区画使用料	98,500
		墓所区画管理料	1,512

2 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

1 一般会計繰入金	95,785	1	95,784
計	95,785	1	95,784

1 一般会計繰入金	95,785	一般会計繰入金	95,785
-----------	--------	---------	--------

3 款 財産収入

1 項 財産運用収入

1 財産貸付収入	112	0	112
計	112	0	112

1 土地及び建物 貸付収入	112	土地貸付収入	112
------------------	-----	--------	-----

4 款 繰越金

1 項 繰越金

1 繰越金	1	0	1
計	1	0	1

1 繰越金	1	前年度繰越金	1
-------	---	--------	---

5 款 諸収入

1 項 雑入

1 雑入	1	1	0
計	1	1	0

1 雑入	1	コピー機等使用料	1
------	---	----------	---

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
1 一般管理費	18,732	22,022	△3,290			18,732	
						300	
						(内訳) 使用料及び 手数料	
						300	
						18,432	
						(内訳) 使用料及び 手数料	
						18,319	
						財産収入	
						112	
						諸収入	
						1	
計	18,732	22,022	△3,290	0	0	18,732	0

節		区 分	金 額	説 明
9	旅費		1	
11	需用費	1,940		庁舎共通管理費 (300)
				○庁舎共通管理費(環境課) 300
12	役務費	352		役務費 200
				通信運搬費 200
13	委託料	13,678		使用料及び賃借料 100
				コピー機使用料 100
14	使用料及び賃借料	120		
18	備品購入費	2,641		卯塚墓園事務事業 (18,432)
				○卯塚墓園事務事業(環境課) 18,432
				旅費 1
				普通旅費 1
				需用費 1,940
				消耗品費 996
				食糧費 5
				印刷製本費 262
				光熱水費 577
				修繕料 100
				役務費 152
				通信運搬費 149
				火災保険料 3
				委託料 13,678
				施設管理委託 13,678
				使用料及び賃借料 20
				コピー機使用料 20
				備品購入費 2,641
				管理棟用備品 2,641

2 款 事業費

1 項 墓園整備事業費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 墓園整備事業費	千円 125,785	千円 95,785	千円 30,000	千円	千円	千円 125,785	千円
						125,785 (内訳) 使用料及び 手数料 30,000 繰入金 95,785	
計	125,785	95,785	30,000	0	0	125,785	0

節		説明
区分	金額	
13 委託料	千円 5,000	千円
15 工事請負費	120,785	卯塚墓園事業 (125,785) ○卯塚墓園整備事業（環境課） 委託料 5,000 卯塚墓園整備工事設計監理委託 5,000 工事請負費 120,785 卯塚墓園整備工事 120,785

3 款 公債費

1 項 公債費

1 元金	41,096	70,776	△29,680			41,096	
						41,096 (内訳) 使用料及び 手数料 41,096	
2 利子	9,297	12,133	△2,836			9,297	
						9,297 (内訳) 使用料及び 手数料 9,297	
計	50,393	82,909	△32,516	0	0	50,393	0

23 償還金、利子及び割引料	41,096						
						元金償還金 (41,096) ○元金償還金（環境課） 償還金、利子及び割引料 41,096 長期債元金償還金 41,096	
23 償還金、利子及び割引料	9,297						
						利子償還金 (9,297) ○利子償還金（環境課） 償還金、利子及び割引料 9,297 長期債利子償還金 9,297	

4 款 諸支出金

1 項 繰出金

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	
1 他会計繰出 金	1	0	1				1
計	1	0	1	0	0	0	1

節		区 分	金 額	説 明
28 繰出金			1	
				他会計繰出金 (1)
				○他会計繰出金 (環境課) 繰出金 1
				一般会計繰出金 1

5 款 予備費

1 項 予備費

1 予備費	1,000	1,000	0			1,000	
						1,000 (内訳) 使用料及び 手数料 1,000	
計	1,000	1,000	0	0	0	1,000	0

				予備費 (1,000)
				○予備費 (環境課) 予備費 1,000
				予備費 1,000

地方債の平成26年度末における現在高並びに平成27年度末及び平成28年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	平成26年度末	平成27年度末	平成28年度中増減見込額		平成28年度末
	現在高	現在高見込額	起債見込額	元金償還見込額	
卵塚墓園事業	千円 1,298,000	千円 1,417,000	千円	千円 41,096	千円 1,375,904
合 計	1,298,000	1,417,000		41,096	1,375,904

議案第9号

平成28年度長久手市公園西駅周辺土地区画整理事業特別会計予算

平成28年度長久手市の公園西駅周辺土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,743,922千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和24~~9~~年法律第67号。以下「法」という。)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,700,000千円と定める。

平成28年2月25日提出

長久手市長 吉田一平